市長への手紙

～皆さんからお寄せいただいた声～

保育料は上がったのに・・・

Q 合併してから保育料が上がったのに、今まで保育園でしていてくれたことがしてもらえなくなりました。（例:お茶の配給、薬を飲ませる、パン給食）保育料が上がった分はどこに使われているのでしょうか。

A 保育園の保育にかかる経費は、保護者、国、県、市の４者により負担することになっており、その内の保護者に負担いただく保育料は、所得の額を基に算定しています。保育料は、国の保育料徴収基準に基づき、その範囲内で市町村が設定しています。旧５町の保育料が一定ではありませんでしたので、市として新たに保育料を設定しました。統一した保育料とさせていただいたことにより、旧町当時よりご負担が増えた世帯、また減った世帯があり、一律に上がったということではありませんのでご理解ください。

次に保育園での対応についてお茶の配給ですが、園では従来どおり対応させていただいていますが、児童の状況によって各家庭から水筒を持参いただいています。薬を飲ませることにつきましては、原則として家庭での服用をお願いしています。しかし、家庭の事情により園での服用を希望される方は、保護者からの申出により、病院の処方箋に限り園でお預かりし、飲んでいただいています。パン給食につきましては、週に３日間がパン給食で、２日間は家庭からご飯を持参いただいていましたが、昨年１１月からは、園児の皆さんに炊きたての温かいご飯を食べていただきたいとのことから保育園での米飯給食を実施させていただいたところです。

【問い合わせ】
秘書広報課　広報公聴係
☎ 65-0675　FAX 63-4619

キリトリ

市長への手紙

キリトリ　キリトリ

住所	〒		
氏名		性別	男・女
電話		年齢	歳

◎公表してもよい方は下記の「公表してもよい」に公表してほしくない方は「公表しないでほしい」に○印をつけてください。

内容の公表	公表してもよい ・ 公表しないでほしい